

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同法同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 中北秀太良

平成22年度財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象、執行年月日、指摘事項状況

| 監査の対象団体 及び所管課 | 補助金名 | 予備監査実施期間 監査及び講評日 |
|------------------|---------|---------------------|
| 御所市社会福祉協議会 | 御所市社会福祉 | 平成24年4月16日～18日 |
| 福祉課 | 協議会負担金 | 平成24年4月23日 |

2. 監査の着眼点

全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第5財政援助団体等監査の着眼点を参考に実施する。

3. 監査の方法

主に平成22年度の会計や財務の執行状況（平成22年4月分から平成23年3月分まで）等を対象とし、必要に応じて過年度分についても遡及した。

予備監査や監査当日に関係する書類・資料を**試査照合**、及び関係職員からの事情聴取による方法で、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、等について実施した。

4. 監査を実施した監査委員

和田 正吾 中北 秀太良

5. 監査の結果

監査の結果、次の指摘事項のとおり注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事執行にあたっては、これらに十分留意するよう要望する。

【御所市社会福祉協議会】

団体の概要

- A 設立年月日
昭和44年4月9日
- B 事務所の所在地
御所市760番地の3
- C 事業目的
御所市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- D 組織
役員は、会長（1人）、副会長（2人）、理事（12人）、及び監事（2人）の計17人である。事務局は、局長、事務職員（3人）及びサービス管理責任者（1人）の計5人である。
- E 主な事業内容
- (1) 法人運営事業
社会福祉法人としての組織経営基盤の強化を図り、理事会及び評議委員会の運営推進。
 - (2) 介護保険制度 訪問介護事業
介護保険の対象となる高齢者に対しホームヘルパー派遣を行い、在宅での生活を支援する
 - (3) 障害福祉サービス事業 訪問介護事業
身体障害者・知的障害者・精神障害者に対し、ホームヘルパー派遣を行い、在宅での生活支援する。
 - (4) 障害者相談支援事業
身体障害者・知的障害者・精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、事業所との連絡調整を行う。
 - (5) 軽度生活援助事業
単独世帯・高齢者世帯で援助が必要とする世帯に対し食材等の買い物支援を行う。
 - (6) 心配ごと相談設置事業
心配ごと相談所を設置し（毎週火曜日、民生児童委員により）悩みを持つ人々の相談窓口なり、あらゆる相談に応じ問題解決に努める。
 - (7) 生活福祉資金貸付事業
奈良県生活福祉資金貸付業務に対する事務。
 - (8) 赤い羽根共同募金・配分事業
地域福祉に反映されるよう、社会福祉協議会活動並びに各団体活動に対し配分を行う。
 - (9) 権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）
判断能力が、不十分な在宅高齢者や在宅心身障害者に対し福祉サービスの利用手続き・金管理の援助を行う。
 - (10) ボランティアセンター事業
ボランティアに関心のある活動希望者に対し相談や情報提供並びにボランティア活動のネットワークを進め、ニーズにあった活動を支援するための総合窓口。
 - (11) 善意銀行
善意金品の受払に関わる業務。
- F 補助金の名称
御所市社会福祉協議会負担金
- G 補助金額
15,699,000円
- I 平成22年度事業計画

基本方針

社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化による地域社会の変容や生活スタイルの多様化が進み、社・介護サービスへのニーズが増大してきています。
地域では、電球の交換やゴミだしといった生活するうえでの容易な手助けを必要とされている方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことへの生活課題が多くなっています。
地域福祉推進の担い手である我々社会福祉関係者には、すべての方々が安心して暮らすことが地域づくりに向け、それぞれの地域の実情に即した、多種多様な福祉活動の充実が求められています。
こうした中、福祉サービスを必要とする利用者だけでなく、地域住民の権利を擁護し適切なサービスを提供できるように、あらゆる活動を関係機関・福祉団体等と協働し住民参加のもと積極的に展開することが必要です。
平成22年度は地域住民やサービス利用者に対しあらゆるサービスを適切に提供するとともに、域の様々な問題と取り組み、問題解決に努力し「だでもが安心して暮らせる街づくり」のため福祉活動の強化に努めます。